

広島市立大学大学院国際学研究科履修規程

平成22年4月1日

規程第83号

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市立大学大学院学則（平成22年公立大学法人広島市立大学学則第2号）第19条第3項の規定に基づき、国際学研究科（以下「研究科」という。）における授業科目の履修方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指導教員)

第2条 研究科委員会は、授業科目の履修の指導及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を行うために、入学後速やかに、学生ごとに主指導教員を定めるとともに、当該学生の提出する「副指導教員希望届」を参考にして、博士前期課程の学生においては副指導教員を2人以内定め、博士後期課程の学生においては副指導教員を2人定める。

- 2 主指導教員は、研究科の授業を担当する教授、准教授又は講師をもって充てる。
- 3 副指導教員は、研究指導において主指導教員を補佐する。
- 4 学生は、主指導教員又は副指導教員の変更を希望するときは、関係指導教員の承認を得て研究科長に願い出て承認を得なければならない。

(研究計画書等)

第3条 博士前期課程の学生は、主指導教員の指導により、別に定める期日までに所定の研究計画書を研究科長に提出しなければならない。

- 2 博士後期課程の学生は、主指導教員の指導により、別に定める期日までに所定の博士学位請求論文執筆計画書を研究科長に提出しなければならない。
- 3 前2項の計画書の提出に当たっては、主指導教員及び副指導教員の承認を得なければならない。

(授業科目の履修時期等)

第4条 授業科目の履修時期及び授業時間割表は、毎学年の始めに発表する。

(履修方法)

第5条 学生は、主指導教員の指導により、履修しようとする授業科目を決定し、当該主指導教員の承認を得て、毎学期の授業開始日から2週間以内に所定の履修届を研究科長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する履修届を提出しない者は、履修を認めない。ただし、特別の事

情があると認められる場合で、当該授業科目担当教員の承認を得たときは、この限りでない。

(学位論文の提出)

第6条 博士前期課程の学生は、別に定める期日までに主指導教員の承認を得て、修士論文審査願及び修士論文を研究科長に提出しなければならない。

2 博士後期課程の学生は、別に定める期日までに主指導教員の承認を得て、博士学位請求論文審査願及び博士学位請求論文を研究科長に提出しなければならない。

(学位論文の審査)

第7条 学位論文の審査については、別に定める。

(最終試験)

第8条 最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、所定の学位論文を提出した者について行う。

2 最終試験の期日及び方法は、あらかじめ発表する。

(成績評価)

第9条 成績は、試験の成績等を総合して評価する。

2 成績の表示は、別表のとおりとし、秀、優、良及び可を合格とし、所定の単位を与える。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、研究科における授業科目の履修方法等に關し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 別表第1の規定については、次項から第4項に定めるもののほか、平成23年度以降に入学する者について適用し、平成22年度以前に入学した者（同年度以前に転入学し、又は再入学した者を含む。）については、なお従前の例による。

3 別表第1の（1）の表研究科開設科目の項の規定（平和学概論、広島と核、広

島と世界、ピース・インターナシップに係る部分に限る。)、及び同表摘要の項の規定(修士(平和学)の学位取得を目指す者の修了要件に係る部分に限る。)については、この規定の日以後において在学する者について適用する。

- 4 別表第1の(1)の表研究科開設科目の項の規定(Development Issues in Southeast Asia I、Development Issues in Southeast Asia II、国際金融論、開発経済論、日本近現代史I、日本近現代史II、イギリス／アイルランド文学・文化論I、イギリス／アイルランド文学・文化論II、フランス文学・文化論I、フランス文学・文化論II、American Literature and Culture I、American Literature and Culture IIに係る部分に限る。)、及び同表第1の(2)の表研究科開設科目の項の規定(国際社会研究演習I(法哲学)、国際社会研究演習II(法哲学)、国際社会研究演習III(法哲学)、国際社会研究演習IV(法哲学)、国際社会研究演習I(コミュニティスポーツ論)、国際社会研究演習II(コミュニティスポーツ論)、国際社会研究演習III(コミュニティスポーツ論)、国際社会研究演習IV(コミュニティスポーツ論)に係る部分に限る。)については、平成22年度以前に入学した者(同年度以前に転入学し、又は再入学した者を含む。)にも適用する。
- 5 平成23年度以降に転入学し、又は再入学した者については、当該者の属する年次に在学する者に関する規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 別表第1の規定については、次項に定めるもののほか、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以降に入学する者について適用し、施行日前に入学した者(施行日前に転入学し、又は再入学した者を含む。)については、なお従前の例による。
- 3 別表第1の(1)の表中研究科開設科目の項の規定(環境経済学I及び環境経済学IIに係る部分に限る。)については、施行日前に入学した者(施行日前に転入学し、又は再入学した者を含む。)にも適用する。
- 4 施行日以降に転入学し、又は再入学した者については、当該者の属する年次に在学する者に関する規定を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 別表第1の規定は、次項に定めるもののほか、平成24年度以後に入学する者について適用し、平成23年度以前に入学した者（同年度以前に転入学し、又は再入学した者を含む。）については、なお従前の例による。

3 別表第1の表の研究科開設科目の項の規定（紛争解決論I、紛争解決論II、国際教育論I、国際教育論II、人的資源管理論I、人的資源管理論II、Survey of Violent Conflicts I、Survey of Violent Conflicts II、英語教育論I、英語教育論II、日本語教育論I、日本語教育論IIに係る部分に限る。）及び同表の研究科開設科目の項の規定（国際社会研究演習I（紛争解決論）、国際社会研究演習II（紛争解決論）、国際社会研究演習III（紛争解決論）、国際社会研究演習IV（紛争解決論）、国際社会研究演習I（国際安全保障論）、国際社会研究演習II（国際安全保障論）、国際社会研究演習III（国際安全保障論）、国際社会研究演習IV（国際安全保障論）、国際社会研究演習I（現代軍縮・平和論）、国際社会研究演習II（現代軍縮・平和論）、国際社会研究演習III（現代軍縮・平和論）、国際社会研究演習IV（現代軍縮・平和論）、国際社会研究演習I（非営利組織論）、国際社会研究演習II（非営利組織論）、国際社会研究演習III（非営利組織論）、国際社会研究演習IV（非営利組織論）、国際社会研究演習I（市民と戦争）、国際社会研究演習II（市民と戦争）、国際社会研究演習III（市民と戦争）、国際社会研究演習IV（市民と戦争）、国際社会研究演習I（英語教育論）、国際社会研究演習II（英語教育論）、国際社会研究演習III（英語教育論）、国際社会研究演習IV（英語教育論）、地域研究演習I（International Relations in Asia-Pacific）、地域研究演習II（International Relations in Asia-Pacific）、地域研究演習III（International Relations in Asia-Pacific）、地域研究演習IV（International Relations in Asia-Pacific）、地域研究演習I（Peace and Security in East Asia）、地域研究演習II（Peace and Security in East Asia）、地域研究演習III（Peace and Security in East Asia）、地域研究演習IV（Peace and Security in East Asia）、地域研究演習I（International Relations of Southeast Asia）、地域研究演習II（International Relations of Southeast Asia）、地域研究演習III（International Relations of Southeast Asia）、地域研究演習IV（International Relations of Southeast Asia）

ons of Southeast Asia)、地域研究演習 I (American Culture)、地域研究演習 II (American Culture)、地域研究演習 III (American Culture)、地域研究演習 IV (American Culture) に係る部分に限る。) 並びに同表の英語の教科に関する科目の項の規定 (英語教育論 I、英語教育論 II に係る部分に限る。) については、平成23年度以前に入学した者 (同年度に転入学し、又は再入学した者を含む。) にも適用する。

- 4 平成24年度以後に転入学し、又は再入学した者については、当該者の属する年次に在学する者に関する規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 別表第1の規定は、次条に定めるもののほか、平成25年度以後に入学する者について適用し、平成24年度以前に入学した者 (同年度に転入学又は再入学した者を含む。) については、なお従前の例による。
- 3 別表第1の(1)の表の研究科開設科目の項の規定 (ロシア政治外交論 I 及びロシア政治外交論 II に係る部分に限る。) については、平成24年度以前に入学した者 (同年度に転入学又は再入学した者を含む。) にも適用する。
- 4 平成25年度以後に転入学又は再入学した者については、当該者の属する年次に在学する者に関する規定を適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

評 値	評 点
秀	90点～100点
優	80点～ 89点
良	70点～ 79点
可	60点～ 69点
不可	59点以下